

第 2 5 号議案

豊川市職員退職手当支給条例の一部改正について

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

豊川市職員退職手当支給条例（昭和 3 0 年豊川市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） 10 旧機関の職員が、第 6 条第 5 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 10 第 2 項に規定する支給の基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 11～24 （略）	附 則 1～9 （略） 10 旧機関の職員が、第 6 条第 5 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第 35 条 _____ において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 10 第 2 項に規定する支給の基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。 11～24 （略）

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。